

教育相談コーディネーターの 現在とこれから

2017年1月に「児童生徒の教育相談の充実について（報告）」（教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017）が出され、それを踏まえて文部科学省は、同年2月の「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」のなかで、教育相談コーディネーターを配置・指名すること、さらには「教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築する必要がある」（文部科学省、2017a）としました。これを受けて、名称こそさまざまですが、実際に教育相談コーディネーター（School Counseling Coordinator：SCC）を置く自治体も出てきています。

私は、この教育相談コーディネーターの設置を喜んでいますが、というのも、私が会長を務める日本学校教育相談学会は、1990年の設立当初から「教育相談教諭」の設置を提唱し続けてきました。教育相談・進路指導・生徒指導等に関連する7団体で構成されている日本スクールカウンセリング推進協議会も、「相談指導教諭制度」の創設を目指して活動してきています。

この「教育相談教諭」や「相談指導教諭」は、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）のような心理や福祉の専門職ではなく、教育職である教諭が、教育相談領域で、ある種の専門性を認められた形で働くことを想定しています。その点で、「教育相談教諭」や「相談指導教諭」と教育相談コーディネーターは、ほぼ同一と考えてよいでしょう。文部科学省が教育相談コーディネーターの設置の必要性を

認めたことは、日本の教育相談の発展にとってはきわめて画期的な出来事だと考えています。

ただ、課題がないわけではありません。私が思いつく限りで5つほどの課題があります。それは以下のような課題です。

課題1 三次的支援に偏った業務

「児童生徒の教育相談の充実について（報告）」には、教育相談コーディネーターの主な業務として、SC、SSWの周知や相談受け付け、ケース会議の開催、SC・SSWとの連絡調整などの8項目が例示されています（第2章4参照）。しかし、教育相談コーディネーターがこれら8つの業務をきちんと遂行すれば本当に学校がよくなるのかといえば、残念ながら、私の経験からは「ノー」だと断言できます。

なぜかといえば、教育相談コーディネーターの活動領域が、課題の大きい子どもたちに対する支援（三次的支援）に限定されているからです。三次的支援は当然重要ですが、三次的支援の対象者は児童生徒の数パーセントにとどまります。

不登校や非行などの問題行動は、今、教室にいる子どもたちのなかで発生します。つまり教室にいる子どもたちがそうした行動に陥らないように、子どもたちの資質や能力を開発したり、関係性を改善したり、ハイリスクの子どもを支えるような視点が弱いということです。

課題2 求められる「考え方の転換」と教育活動のコーディネート

三次的支援の充実は重要なことであり、それ自体は間違っていない。しかし、それだけでは不十分だとすれば、いったい

何が重要なのでしょうか。

それは、“子どもの成長を促進する”という発想に立つことです。

2016年7月の「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」(不登校に関する調査研究協力者会議、2016年)には、「小学校段階と中学校段階の間に意図的な移行期間を設けたり、9年間を見通して予防的な生徒指導を充実させたりすること等により、不登校を未然に防止する取組を推進することが重要」という記述があります。文脈からすると、ここでは「予防」という言葉が、子どもの発達段階を踏まえた丁寧な支援に加え、資質や能力を育てる開発的な支援をも含めて使われています。

また、滝(2011)は、「小学校からの生徒指導—『生徒指導提要』を読み進めるために」という文章のなかで、「問題が起きない学校づくり」と「体制づくりと連携」について述べ、児童生徒が着実に育つように教育課程編成から計画的に取り組むことや、共通の目的に向かってつながる連携の重要性を主張しています。まったくそのとおりだと思います。

これらのことは、カリキュラムや教育プログラムの在り方を教育相談の視点から再構築すること、言い換えれば、“教育相談的な視点や方法を活用した教育活動を展開すること”の必要性を示唆していると考えます。ただ残念ながら、「児童生徒の教育相談の充実について(報告)」には、このような観点は十分ではありません。

また、不登校等を生まない学校づくりのためには教員の力量形成は不可欠です。たしかに同報告では教育相談コーディネーターの8項目の業務のなかに「校内研修の実施」が挙げられてはいるのですが、例示されているのは「SC、SSWの役割や、学校としての活用方針等の共通理解」などであり、予防的・開

発的な視点での研修が想定されているわけではありません。したがって、予防的・開発的教育活動を推進するための学校体制づくりについては触れられていません。

不登校やいじめといった問題に対処するためには、①対処的支援、②予防的・開発的教育活動のコーディネート、③それを可能にする教員研修の企画運営、④以上を具体化する学校体制づくりの4つが必要です。しかし、同報告では、①については取り上げられているものの、②と④についてはほぼ何も触れられておらず、③についても内容は示されていません。

ちなみに、岡山県総社市ではこの①～④を体系的に教員研修に織り込むことで、中学校における2018年度の不登校発生率は1.55%と全国平均の半分以下です。さらに、転入生を除いて幼児期から総社市の教育を受けてきた中学生に限定すると不登校の発生率は0.91%で、1%を切っています。

課題3 教育相談コーディネーター養成研修プログラムがない

3つ目は、いくつかの先見の明がある自治体を除いては、教育相談コーディネーター養成研修プログラムがほとんど開発されていないということです。教育相談コーディネーター業務ができそうな人を校長がまずは指名して、その人なりに試行錯誤させているというのが実態のようです。

厳しい言い方ですが、このようなやり方は、教育委員会が、内容もトレーニングも提供せず現場に丸投げしていると言われてもやむを得ないと思います。

教育相談コーディネーターは、文部科学省が示す「チームのコーディネート」「教員研修の企画運営」に加えて「教育活動のコーディネート」「学校組織のオーガナイズ」までを含んで初め